

議案第5号

鶴ヶ島市子ども医療費助成金に関する条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市子ども医療費助成金に関する条例（昭和50年条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月21日提出

鶴ヶ島市長 齊藤芳久

提 案 理 由

医療費助成金の支給の対象となる子どもの範囲を、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大等したいので、この案を提出するものである。

鶴ヶ島市こども医療費助成金に関する条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市こども医療費助成金に関する条例（昭和50年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「15歳」を「18歳」に改め、「者」の次に「であって、市内に住所を有するもの」を加え、同条第2号中「親権」を「子どもを現に監護している親権」に、「で、子どもを現に監護する者」を「であって、日本国内に住所を有するもの」に改める。

第3条中「、市内に住所を有し」を削り、同条に次の1号を加える。

- (5) 都道府県又は他の市町村（特別区を含む。）が実施する制度により子ども、重度心身障害者又はひとり親家庭等に対する医療費の支給を現に受けている者

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定（「者」の次に「であって、市内に住所を有するもの」を加える部分に限る。）並びに同条第2号及び第3条の改正規定は、公布の日から施行する。